

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

メタゾスルフロン

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	1- { 3-クロロ-1-メチル-4- [(5 <i>R</i> 5) -5, 6-ジヒドロ-5-メチル-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル] ピラゾール-5-イルスルホニル } -3- (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素				
分子式	C ₁₅ H ₁₈ ClN ₇ O ₇ S	分子量	475.86	CAS NO.	868680-84-6
構造式					

2. 作用機構等

メタゾスルフロンはスルホニルウレア系の除草剤であり、その作用機構は分岐鎖アミノ酸の生合成の鍵酵素であるアセト乳酸合成酵素の活性阻害と考えられている。本邦では未登録である。

製剤は粒剤及び水和剤が、適用作物は稲として登録申請中である。

3. 各種物性等

外観・臭気	白色結晶性固体、無臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}OC}=3.1-30$ (20°C)
融点	175.5-177.6 °C (分解)	オクタノール /水分配係数	$\log P_{ow} = 1.87$ (pH4, 25°C) = -0.349 (pH7, 25°C) = -0.584 (pH9, 25°C)
沸点	熱分解のため測定不能	生物濃縮性	—
蒸気圧	7.0×10^{-8} Pa (25°C) 3.6×10^{-8} Pa (20°C)	密度	1.5 g/cm ³ (20°C)
加水分解性	半減期 17日 (pH4, 25°C) 196.2日 (pH7, 25°C) 209.4日 (pH9, 25°C)	水溶解度	33.3 mg/L (蒸留水、pH6.4、20°C) 14.9 mg/L(緩衝液、pH4、20°C) 8.14×10^3 mg/L (緩衝液、pH7、20°C) 7.68×10^3 mg/L (緩衝液、pH9、20°C)
水中光分解性	半減期 50日 (東京春季太陽光換算 213日) (滅菌緩衝液、25±2°C、425 W/m ² 、300-800 nm) 30日 (東京春季太陽光換算 131日) (滅菌自然水、25±2°C、425 W/m ² 、300-800nm)		

II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.027 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成24年1月26日付けで、メタゾスルフロンのADIを0.027 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた1年間慢性毒性/2年間発がん性併合試験における無毒性量 2.75 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

水田使用農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1. 水田使用時の水濁 PEC

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	①2%水和剤 ②1%粒剤	I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha)	①100 ②100
使用場面	水田	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
適用作物	稲	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
農薬使用量	①500 mL/10a ②1 kg/10a		
総使用回数	①1回 ②1回		
地上防除/航空防除	地 上		
施 用 法	①原液湛水散布 ②湛水散布		

2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC_{Tier1} (mg/L)
水田使用時	0.002662 …
非水田使用時	適用なし
合 計 ¹⁾	0.002662 … ÷ <u>0.0027 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	0.071 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.027 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ (10\% 配分)} \div 2 \text{ (L/人/日)} = 0.0719\dots \text{ (mg/L)}$	
ADI	平均体重

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.0027 \text{ (mg/L)}$ であり、登録保留基準値 0.071 (mg/L) を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量(mg/人/日) ¹⁾	対 ADI 比 (%) ²⁾
0.0093	0.64

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成 24 年 3 月 19 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算